



平成 21 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ イ ン ト
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 石 井 稔 晃
(コ ー ド 番 号 2 6 8 5 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 松 田 毅
(T E L : 0 3 - 3 2 4 3 - 6 0 1 1)

ストックオプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 15 日開催の取締役会において、ストックオプション（新株予約権）の割当てに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当期（平成 22 年 2 月期）を初年度とする新中期経営計画（Take Off Point 2010 -2012：TOP 12）の達成、企業価値の増大に対する当社および当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員の意欲と士気をより一層高めることを目的とする中長期的な業績連動型報酬として、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行するものです。

2. 新株予約権の内容

新株予約権の発行日（割当日）

平成 21 年 6 月 16 日

新株予約権の総数

6,990 個

新株予約権の目的である株式の種類および数

イ 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

ロ 本新株予約権の目的である株式の総数は、69,900 株とする。

ハ 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は 10 株とする。なお、当社が株式の分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の対象株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

ニ 本新株予約権の割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範

囲内で対象株式数を調整することができる。

- ホ 前2号に基づく対象株式数の調整がなされたときは、当社は、本新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）に対し、遅滞なくその事実を通知するものとする。

本新株予約権の払込金額

本新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- イ 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（次号に定める。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- ロ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、当該金額が割当日の終値（当日に取引が無い場合には、それに先立つ直近日の最終価格とする。以下同じ。）を下回る場合は割当日の終値とする。
- ハ 本新株予約権の割当日後に当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 二 前号に基づく行使価額の調整がなされたときは、当社は、対象者に対し、遅滞なくその事実を通知するものとする。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間は、下記の各期間内とする。但し、各期間の最終日が日本の銀行営業日でない場合は、これに先立つ直近の銀行営業日までとする。

- イ 平成24年4月15日から平成24年5月末日の銀行営業終了時まで（以下「行使期間」という。）
- ロ 平成25年4月15日から平成25年5月末日の銀行営業終了時まで（以下「行使期間」という。）
- ハ 平成26年4月15日から平成26年5月末日の銀行営業終了時まで（以下「行使期間」という。）

本新株予約権の行使の条件

- イ 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ロ 対象者が、平成24年4月15日以前に、当社または当社の関係会社の取締役または執行

役員たる地位を失ったときは、本新株予約権を行使することはできない。

- ハ 本新株予約権を行使できる本新株予約権の行使回数は、行使期間、行使期間 および行使期間の各期間ごとに1回に限る。
- ニ 対象者は、平成24年2月末日に終了する当社の事業年度に係る連結損益計算書における売上高（以下「対象連結売上高」という。）が1,150億円を上回り、かつ同連結損益計算書における営業利益（以下「対象連結営業利益」という。）が200億円を上回る場合に限り、行使期間、行使期間 および行使期間の各期間ごとに、それぞれ、各対象者に割り当てられた本新株予約権の個数（以下「割当個数」という。）の3分の1に相当する個数の本新株予約権を行使できるものとする。
- ホ 前号の定めにかかわらず、当社の対象連結売上高が1,150億円以下であるか、または対象連結営業利益が200億円以下である場合であっても、以下に定める達成率が90%以上であるときは、対象者は、行使期間、行使期間 および行使期間の各期間ごとに、それぞれ、割当個数の30分の7に相当する個数の本新株予約権（1個未満の端数は切り捨てる。）を行使できるものとする。

なお、本号において、達成率とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\text{達成率} (\%) = \left(\frac{\text{対象連結売上高}}{115,000,000,000 \text{ 円}} + \frac{\text{対象連結営業利益}}{20,000,000,000 \text{ 円}} \right) \div 2 \times 100$$

- ヘ 対象者が死亡した場合、対象者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

本新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合、当社は本新株予約権を無償にて取得することができる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- イ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。
- ロ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

上記発行要項に基づき発行する新株予約権は、下記の通り22名に割り当てる予定です。

当社取締役（社外取締役を除く。）	7名	3,390個
当社執行役員（取締役兼務者を除く。）	15名	3,600個

以上